

III 書評

安藤知子『教師の葛藤対処様式に関する研究』

——多賀出版、2005年——

岡山大学 北神 正行

1. はじめに

「教育は教師次第」という言葉がある。これは、教育の成否は教師の取り組みいかにかかっていることを示すものである。そのため「学校教育の成否は、幼児・児童・生徒の教育に直接携わる教員の資質能力に負うところが極めて大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教員の資質能力の向上がその重要な前提となる」（教育職員養成審議会第1次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」1997年7月28日）という指摘が一般的になされてきたといえる。

最近でも、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（2005年10月26日）における次のような「あるべき教師像」の提示に、こうした認識の存在をみてとることができる。すなわち、「人間は教育によってつくられると言われるが、その教育の成否は教師にかかっていると言っても過言ではない。国民が求める学校教育を実現するためには、子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師を養成・確保することが不可欠である」とし、「優れた教師」の条件として次の3点を指摘している。第1は、教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などを内容とする「教職に対する強い情熱」であり、第2は子ども理解、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力などを内容とする「教育の専門家としての確かな力量」であり、第3は豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、教職員全体と同僚として協力していくことなどを内容とする「総合的な人間力」である。

こうした教師に求められる資質能力論の背景には、「学級崩壊」やいじめ、不登校、体罰といった教育問題に対して、「国民の学校教育に対する期待」に応え、「教員に対する揺るぎない信頼の確保」を図るためには、教師の資質能力の向上が不可欠であるという現状認識が存在する。

確かに、教育の在り方を規定するのは教師の行う教育行為であり、その行為に伴う教師の自主的判断のみを問題にするのであれば、個々の教師の資質や能力の向上問題が課題とされることになる。しかし、その一方で教師は安易に行動しているわけではない。複数の行為規範が存在し、そこに何らかの葛藤を感じながら実際の行為を選択している。理想的な行動を採ろうとしたにもかかわらず、様々な要因が影響した結果、それとは異なる行動を採るしかなかったという状況も想定されうる。教師の教育行為を巡る問題には、こうした教師の日常を取りまく「葛藤」の存在とともに、教師の行為を規定する環境的諸条件への着目の必要性が指摘されることになる。

そこに、本研究の基本的なモチーフがあり、「教師の教育行為の背後にある葛藤に着目し、教師に特有の葛藤対処様式を解明することを目的」（10 頁）としている。具体的には、教師が直面しうる葛藤を構造的な観点から究明し、そのうえで葛藤に直面した教師が、それでも教師として行為するために採用する葛藤への対処方法を具体的場面に即して検討しようとしたものである。

2. 本書の構成と概要

本書は、以下に示すように8章構成であるが、序章と終章を除く本論部分は、葛藤の構造的脈絡に着目する第1～第2章、葛藤場面での教師個人の主体的対処を分析する第3～第5章、そして構造的脈絡と主体的対処の両面から教師の葛藤対処様式を考察する第6章の3段階に区分される。

序章 本研究の目的と方法

第1節 問題の所在と研究の目的

第2節 先行研究の検討

第3節 本研究の方法

第1章 構造的側面からの葛藤分析の可能性

第1節 役割概念の基本枠組み

第2節 社会学的アンビバランスの理論

第3節 社会学的アンビバランス概念の意義と適応可能性

第2章 教師を取りまく社会学的アンビバランス

第1節 教職のアンビバランス・リスト抽出の視点

第2節 メディアを介して教師へ向けられる規範的期待

第3節 教育委員会が教師に寄せる規範的期待

第4節 教職の社会学的アンビバランス・リスト

第3章 葛藤への主体的対処を分析する枠組み

第1節 役割葛藤研究の二つのアプローチへの分岐

第2節 シンボリック相互作用論的役割研究の視点

第3節 行為の取捨選択を決定する妥当性の根拠

第4節 <説明>構築としての葛藤調整過程

第4章 学校事故判例における教師の主張—教師自身による<説明>の分析 I

第1節 学校事故判例への着目

第2節 学校事故判例の中の教師

第5章 実践記録の記述における教師の価値選択—教師自身による<説明>の分析 II

第1節 実践記録に表現される生徒指導場面での行為

第2節 葛藤が意識されている場面についての記述

- 第3節 選択した行為の自己評価とその根拠の説明
- 第4節 相反する規範を両立させる行為の説明
- 第6章 教師の葛藤対処様式としてのアイデンティティ分離
 - 第1節 「指導性」の発揮をめぐるアンビバランスへの対処
 - 第2節 葛藤対処様式の特質
 - 第3節 教職アイデンティティ分離の意義と着目の重要性
- 終章 本研究の結論と今後の研究課題
 - 第1節 本研究から得られた知見
 - 第2節 今後の研究課題

まず、第1章では教師の葛藤状況を分析する枠組みとしての「社会学的アンビバランス」の概念を取り上げ、その詳細な分析とともに、この概念を教師の葛藤状況の分析的理解のために援用することの意義と有効性を明らかにしている。「社会学的アンビバランス」とは、マートンによって紹介されたものであるが、その意味するところは「社会における地位、ないし地位群に伴う態度、信念および行動の相矛盾する規範的期待」(47頁)である。この「相矛盾する規範的期待」として、葛藤を捉えようとした点に、本研究が分析枠組みとして「社会学的アンビバランス」概念に着目したことが明記されている。すなわち、「役割葛藤の問題は、根本的には人間の社会構造に関わる行為規範の問題であるといえる。社会学的アンビバランス概念は、役割を志向したり、あるいは他者に期待したりする時の規範的な意識の内容まで研究の焦点を掘り下げることによって、役割理論の枠組みよりも大きく問題をとらえ、その社会的規定性を明らかにしようとしたものである」(59頁)との評価がなされている。と同時に、「社会学的アンビバランスの観点から教師の葛藤状況を診断することは、その葛藤が何であるかを構造的由来についてより分析的に解釈しようとすることであり、それゆえ結果的にただ葛藤があるという認識のみに止まっている状況を打開する契機になる」(64頁)という認識も示されている。そこには、「葛藤のリアリティへの接近と、葛藤構造の診断との照らし合わせから、個人の力量向上の努力(研修の充実)によって解消される葛藤なのか、それとも、教師間の共通認識を改めること(協働化や組織学習の促進)で解消される葛藤なのか、制度的に教師の役割を変更していこうとする方法(教員評価や免許更新制)が有効なのか、あわせて各学校で可能な条件整備の改革(コンサルテーションやメンタルヘルスへのトレーニングの導入など)を試みる必要があるのか等々、とるべき対処策や葛藤軽減のために必要な要件の柔軟な構想が可能になると思われる」(65頁)という意義が記されている。

第2章は、教師の葛藤の内容を構造的な側面から解明する作業がなされている。具体的には、メディア、新聞投書欄、教育職員養成審議会答申、教員採用、初任者研修などに見られる教師像(教師に寄せられる規範的期待)を資料に、あり得るアンビバランスのリスト化が試みられている。その結果、「相反する行為規範のぶつかり合い」として16通りのアンビバランスが描かれている

(100-101 頁)。これをもとに、近年の教師の特徴的なアンビバランスとして、模範的ではない教師のもつ魅力をめぐるアンビバランス、教師の個性や特技、多様な経験などをめぐるアンビバランス、教師の指導性に関するアンビバランスである「子どもの目線に立つ理解者・支援者としての教師像」と「指導者・監督者としての教師像」との間でのアンビバランスが論点として抽出されている。と同時に、教職のアンビバランスを規定する構造的諸原因については、先行研究をもとに、「権威性」「不確実性」「再帰性」「無限定性・無境界性」が、教職の行為規範の背後にある教職役割の特質として描かれている。さらに、そうした特質に由来する「『聖職者的』教職観の根強さ」が、多くのアンビバランスの根底に存在していることも指摘されている。

こうした社会学的アンビバランス概念の考察によって、教師の役割葛藤が構造的に仕組まれたものであることを明確に描き出す上で有効であることが確認されているが、それに基づく構造的諸原因の分析は、「状況に応じた診断から葛藤解決の糸口が見つかるというよりは、むしろ構造的に規定されて身動きがとれないかのような行き詰まり感を残してしまう危険がある」(110 頁)とし、「アンビバランスを意識した教師がそれをどのように価値づけ、調整することによって主体的に対処しているのか」という側面からの現状分析による知見を踏まえることが必要」(110 頁)との認識に立って、教師の葛藤対処と調整の過程に視点を移した考察が、第3章以下でなされている。

まず、第3章では教師の教育行為(教師としての「ふるまい」)をシンボリック相互作用論に依拠しながら説明され、その枠組みに基づく葛藤対処の過程と調整の過程が考察されている。まず、教師の教育行為の基本的な枠組みについて、「行為は、相互作用の過程を経て場面にふさわしいふるまいとして取捨選択される。自己の内面で複数のあり得る自己を一つの行為へと方向付ける相互作用と、まさに場面での行為相手のふるまいをお互いに予想しながら一つの行為を採用するという相互作用による二重の相互作用過程でのふるまいの取捨選択が、様々な日常的暗黙知を含む行為相手や出来事についての情報や知識をもとにした判断によってなされている」、「その際に、場面にふさわしい自己の呈示が社会の秩序を維持する方向で選択される現象の理由として、制度的制約や社会的構造的、社会の中での存在証明といった動機が手掛かりになる」ことが示されている。この枠組みに基づいて、複数の行為規範に起因する葛藤対処の過程には、①葛藤を経て一つの行為を選択するという意思決定過程と、②実際の行為を規範的・合理的に理に適ったものとして説明付ける過程の二つの側面があることが示され、特に後者の対処過程に着目することの意義と重要性が指摘されている。それは、前者の葛藤は社会学的アンビバランスというよりも複数の選択肢の中での判断の迷いであり、そこでの対処の失敗は教師個人の情報量や知識量、場面判断能力の不足という問題であるのに対して、後者は「具体的行為に対して、そうした行為を選択した根拠や判断理由をどのように説明できるかを考えた際に複数の規範がぶつかり合う、つまり、その行為の合理的説明や規範的解釈の在り方が、自ら納得できるような形で構築できないという問題として捉えられる」(147 頁)からである。こうした状況は、「教師の教育行為上の歪みが、個人の資質や能力の問題であるというよりも、教職に由来する様々な制約や拘束を意識して、それらをも考慮に入れた行為選択をなそう

とした結果の一類型であると考えれば、教師が教師であるがゆえに意識的に選択し内面化しているコードに応じた現実の構成が、同じコードを共有する集団の内と外で異なる場合」(147頁)に生じる歪みに起因する問題であると考えられるからであると捉えている。

第4章と第5章では、実際に葛藤が生じる場面について、教師自身が自らの行為を説明する言葉や文章に着目し、葛藤への対処過程が分析されている。まず、第4章では教師の安全配慮義務違反を争点とする学校事故の判例から被告として立たされた教師が自らの行為の正当性をどう説明し、主張しているかが分析されている。その結果、「責任ある指導者」としての教師の責任に関する弁明とともに、児童・生徒の自主的・主体的な活動を尊重して、あえて指導を控えたとする「支援者」としての教師役割に依拠した主張が見られることを指摘している。ここには「指導上の責任への期待と、子どもの主体性の保証への期待という、二つの教師に向けられた社会的な枠組みを教師が意識していることを示している」(171-172頁)としている。

また、第5章では公刊された教師の実践記録を対象に、＜教師としての責任を積極的に果たす教師＞か、＜子どもの主体的学習を促す教師＞かという、あり得るアンビバランスが読み取れる場面を取り上げ、その記述に見られる教師の価値選択の様相が分析されている。その結果、教師の実践記録には「支援者」としての教師役割を「指導者」としての教師役割よりも優先している意識が見られ、学校事故判例に見られる優先順位が逆転していることが明らかにされている。と同時に、実際に教師が採っている行為では、指導性を強く発揮する行為であることも多く、そこに「理想と現実」としての支援者的教師役割と指導者としての教師役割というアンビバランスの存在、具体的には教師が教育活動の現実と指導性に関する価値理念との矛盾の存在を意識しつつも、それに対処せざるを得ない状況の存在が分析されている。そして、こうした相反する規範に折り合いをつける対処方策(説明のつけられかた)には、(1)個々の子どもではなく学級集団へ働きかけることによって、教師自身の指導性を発揮しつつ、同時に子どもの主体的な判断の支援を達成する、(2)支援者的な自己呈示をできなかった場面ごとに、本来必要であった判断はこれではなかった、という反省と「本質的な価値の発見」を繰り返す、(3)アイデンティティの所在である「私」は支援者としての価値を受容しているが、「教師としての私」は指導者としての価値を受容しているのだ、という説明により、「教師としての私」の行為から距離をとるという3つの様式が見出されている(225-226頁)。そして、「これらの方策の採用によって、行為の説明は、アンビバランスをもたらす二つの価値規範のいずれにもコミットしていることを表明するようになされたのである。教師による行為の説明は、想定される聞き手の期待に応じるだけではなく、さらに自己の教職アイデンティティを確認するための、つまり存在証明としての自己呈示が加えられるという構図を持つもの」(236頁)が明らかにされている。

そして、第6章では研究全体の作業を通して得られた教師特有の葛藤対処様式について、「教職アイデンティティの分離」という概念を使って説明されている。すなわち、「指導者としての教師」と「支援者としての教師」という理想と現実の不連続としての分離と、「教師役割」の「私」からの切

り離しという2つの意味での分離が解明されている。特に、教師役割の一部を「私」のアイデンティティから分離して意識化することは、他者からの期待と自己の教職アイデンティティとを調整し、教師としてふるまう場合にも自己も主体性を確保し、アイデンティティ喪失を回避するための重要な方策であるとして、両者の間に「適度の距離」を置くことの必要性を指摘している。と同時に、教職アイデンティティの分離の在り方によっては、それが「反省的实践家」「自己叱責的教師」「他律的教師」といったタイプの行為スタンスへの分岐点にもなりうるということが指摘されている。

3. 本書の意義と若干のコメント

本書を通読して、まず感じたことは教師の葛藤を分析する研究方法の枠組みや概念図式が精緻に組み立てられている点である。例えば、序章第2節での先行研究の分析に加え、第1章での社会的アンビバランス理論の分析と本研究への適応可能性の検討、そして第2章第1節での教師のアンビバランス・リストの作成に至る方法論の記述、さらには第3章での葛藤への主体的対処を分析する枠組みの検討等、本研究が寄って立つ方法論の緻密な分析と組み立てには敬服するものがある。さらに、こうして組み立てられた分析枠組みを用いて分析されている教師の葛藤への対処状況の結果から導き出された教師の葛藤対処様式の特質も説得力のあるものとなっている点である。

特に、「教師役割を『私』のアイデンティティから分離してふるまうことそのものは、決して問題のある反応ではないのである。むしろ、教育実践場面で日常的に直面する葛藤状況に対して、同時に判断を下しつつ、少しでもストレスを軽減し、バーンアウトを回避するために必要な主体的対処策である」(237頁)という見解や、そうした他者からの期待される教師役割に「適度に距離をおくこと」は「決してネガティブな行為の選択ではない」(229頁)という結論には、教師の教育行為を捉える新たな視点として注目される点だといえる。教師の教育行為については、社会的な役割期待を背景に、「望ましい教師像」「あるべき教師像」が語られ、そうした社会からの「まなざし」を受け止めながら、自らの行動規範を形成し、「あるべき教師」に近づこうと努力する教師の姿を求める傾向が強い。その結果、教師の行為選択も自己叱責的な self-control や他者の期待への過剰適応傾向を帯びやすくなる。こうした環境の中で、教師役割の一部を「私」のアイデンティティから分離して意識化することは、他者からの期待と自己の教職アイデンティティとを調整し、教師としてふるまう場合に自己の主体性を留保し、アイデンティティ喪失を回避するための重要な方策であるとする知見は、教師の行う行為をめぐる問題を捉えていく新たな視点を提示しているといえる。

さらに、評者が注目したのは上記のような教職アイデンティティの分離の在り方によっては、「反省的实践家」「自己叱責的教師」「他律的教師」への分岐点となりうるという指摘である。「反省的实践家」という教師像は、90年代におけるわが国の教師論の一つの到達点としての位置づけがなされているものである。研究的にも、実践的にも「反省的实践家」モデルを新たな専門職像として把握し、いかに効果的な「内省」を引き起しながら教師としての成長を図っていくかが課題として提示されてきたといえる。しかし、本研究によれば「反省的实践家」が育つための環境条件には、「自己

叱責的教師」や「他律的教師」が育つ土壌も十分にあるという結論が導き出されている。その分かれ目（分岐点）は、「他者からの期待を受容しつつ、そこに自らの教職アイデンティティを重ねあわせて教師としての行為を取捨選択しなければならない状況下での、『呈示する自己』への心理的距離の取り方の相違にある」（219頁）とする指摘には、教師の教育行為の在り方の理解や、そこに見られる問題を改善・解決するための方策を考えていく上での方向性を示すものだといえよう。

以上のような本研究の意義を踏まえながら、評者の関心という点からいくつかコメントすることにしたい。まず第1は、「教師のアンビバランス・リスト」の作成に関わる点である。具体的には第2章第4節のパートで、新聞の投書や初任者研修に寄せられた寄稿文等に表現されている行為規範を項目化し、相反すると思われる項目の対を「マートンにならって」、葛藤の光景をそのまま思い描けるような具体的な形でリスト化（表2-4、100-101頁）されているが、もともなった「マートン」のアンビバランス・リストが示されていないことから、このリスト表で示された教師のアンビバランスの「表記」の妥当性が判断できないという課題があると思われる（リストに示された内容そのものに問題があるというのではない）。第2章第1節では「マートンの考察事例では専門職業に向けられる尊敬と軽蔑、好意と敵意等のアンビバランスの他に、科学者について9項目、医者について18項目の一覧表が提示されている」（72頁）という記述がなされているので、それらのリストを掲げることが必要ではなかったかと思われる。

第2は、本研究の意義でもある教職アイデンティティの分離という葛藤への対処方策に係わる点についてである。本研究の結論として、「教師の教育行為は、個人の適性や能力に由来するばかりでなく、問題状況に規定される規範的期待や、それをを超える教師役割として意識されている価値規範との間での取捨選択のせめぎ合いの中から現象として現れてくるものといえるのである。したがって、教師の行為上の諸問題を改善・解決するためには、このような葛藤状況への主体的対処過程とそこでの価値選択を規定している構造的側面の両面を視野に入れたうえで、個々の教師の職場である学校こそがそれぞれに葛藤状況を診断的に理解し、それを軽減する構造変革へ取り組むような対策を講じることが必要になるといえる」（228頁）と指摘しているが、「葛藤状況を診断的に理解」ということの具体的な内容や方法、また「それを軽減する構造変革」の内容や方法はいかなるものを想定しているのが不明であり、一種の物足りなさを感じてしまった。「学校経営学は、このような教師を突き動かす力（社会的な力 - 評者）の所在をつきとめ、力そのものの変容や、それが教師に影響する過程の変化などを課題としていかなければならない」（31頁）という著者の見解を踏まえれば、この課題に対する著者の具体的な提案が示されても良かったのではないかと思う。

第3は、第2の点にも関連することであるが、今後の研究課題として、「価値リーダーシップ論に基づくリーダーシップ研究や、学校内における情報マネジメントの研究など、個別学校での自律的な情報処理能力を高める方策の展望」を通した「学校組織全体で教師の準拠枠となる価値観や情報をマネジメントすることの重要性」が指摘されているが、評者も同意見をもつものである。その際、学校の組織開発という視点での検討が重要になるのではないか。例えば、「学校の組織開発は、教師

の閉鎖性と自己完結性に帰結する傾向にある学校組織を、教師の自律性と協働性を促す組織へと転換していくことにあると考えられる。ここで自律性とは、教育活動において不可避の裁量性と自己改善性によって成り立つものであるととらえることができる。自己改善性とは、児童・生徒の実態認識にもとづいて自らの教育活動を継続的に修正・更新していくことのできる状態をさす。この自律性を促すためには、それぞれの教師が認識している実態認識、それに関する情報と知識の交流と蓄積が進展すること、すなわち学校の教育実践の実態認識に関する協働性が必要であろう」（佐古秀一「学校の組織特性と組織開発の課題」木岡一明編『学校の組織設計と協働態勢づくり』教育開発研究所、2003年、19頁）とする方向性が考えられるが、その点についての見解を伺いたい。

第4は、本研究の知見を生かした今後の課題の一つとして、現在各地で進められつつある新しい教員評価システムに関する問題への関わりである。新しい教員評価システムの特徴は、「自己申告に基づく目標管理」という考え方に基づくものであるが、ここでいう「目標管理」とは“Management by Objectives and Self-control”の訳語であり、目標と自己統制によるマネジメントを意味するものである。目標を管理するのではなく、目標設定という行為を通して自己の成長を図りながら同時に、組織の問題解決に取り組むことを主眼とするものである。そこには、本研究でリスト化された教師のアンビバランスにあるような個人としての考えと学校組織としての考えの間に生ずるアンビバランス状態を発生させる可能性があると同時に、組織目標への主体的な参加・参画を通じた自己の存在価値の確認が図られるのではないという可能性も有しているのではないかと考えられる。この点について、「筆者なりの見方を提示する第一歩になったのではないかと思う」（249頁）との指摘もあるので、是非見解を示してもらいたいと思う。

以上、読み込みが不十分で的外れな書評となったことをお詫びするとともに、結果的には、感想レベルでのコメントや無いものねだり的なコメントに終始してしまった。このことは、本書が、事実確認、実態理解において貴重であるだけでなく、研究感心を触発する契機をも豊かに内包していることを裏付けるものである。矢継ぎ早に実施されつつある学校経営改革、教員制度改革のなかで、「教師が『元気に』学校経営に取り組めるような、環境づくりのための議論」（249頁）を促す上での貴重な研究成果であることは疑いない。